

宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日 時：令和 7 年 1 1 月 2 1 日

午後 5 時から

場 所：災害対策本部会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議事項

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生について

4 閉会

(資料 1)

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

令和 7 年 1 1 月 2 1 日
畜 産 局

1 農場の概要

所 在 地：日向市

飼養状況：肉用鶏 約 48,000 羽

2 発生の経緯

- (1) 本日 1 1 時 3 0 分、当該農場から延岡家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報。
- (2) 延岡家畜保健衛生所が緊急立入し、飼養鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、1 3 時 3 0 分に A 型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 当該農場から宮崎家畜保健衛生所へ持ち込んだ検体について再度簡易検査を実施し、陽性を確認。
今後、P C R 検査を実施し、検査結果は 2 2 日午前 7 時頃に判明予定。

3 これまで及び今後の対応

- (1) 緊急的な措置として、PCR 検査が終了するまでの間、以下の対応を実施。
 - ① 当該農場の飼養鶏、鶏糞の持ち出しの禁止
 - ② 周辺農場の飼養状況の確認及び移動自粛の要請
- (2) 疑い事例のプレスリリース（第 1 報：午後 3 時 3 0 分）
- (3) 県対策本部班長会議の開催
- (4) 県対策本部会議の開催
- (5) 庁内動員予定者への対応依頼

- (6) 消毒ポイント設置箇所の選定
- (7) 宮崎家畜保健衛生所における PCR 検査結果判明
- (8) 農林水産省による疑似患畜の判定、防疫措置の実施
 - ① 発生農場における殺処分開始
 - ② 農場周辺の移動制限 (3km 内) 及び搬出制限区域 (3～10km) の設定

4 制限区域内の農場数及び飼養羽数 (暫定)

区 域	農場数	飼養羽数 (約)
移動制限区域内 (～ 3 km)	9	592, 000 羽 1, 234, 000 羽
搬出制限区域内 (3 ～ 10km)	4 9	1, 743, 000 羽

防疫方針

- ① 殺処分は24時間以内に完了する
- ② 埋却は72時間以内に完了する
- ③ 自衛隊への災害派遣は要請しない
- ④ 殺処分は、患畜の確定後、直ちに発生鶏舎から開始する
- ⑤ 殺処分した鶏の死体に加え、全鶏舎の鶏糞、飼料は埋却処分とする

なお、鶏糞等の埋却が困難な場合は、県本部総括・企画部に相談の上、堆肥舎等に封じ込めること

- ⑥ 消毒ポイントについて事前に設置場所を選定し、疑似患畜の確定後、直ちに運営を開始する